

◆電子決済等代行業者に求める事項の基準

「情報リンク方式に係るペイジーサービスに係る電子決済等代行業者の業務に関して電子決済等代行業者またはその電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理ならびに本サービスの提供に係る法令の遵守に関して日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める規程類を遵守すること。」

◆電子決済等代行業者との契約締結時の契約内容及び契約先（ペイジー情報リンク方式）

当金庫は、ペイジーの情報リンクを取り扱う以下の電子決済等代行業者との間で、信用金庫法第85条の5等で定める事項を含め、契約を締結しています。

○契約先の電子決済等代行業者

電 子 決 済 等 代 行 業 者 契 約 先	
株式会社アプラス	株式会社イーコンテクト
ウェルネット株式会社	SMB Cファイナンスサービス株式会社
株式会社NTTデータ	NTTファイナンス株式会社
株式会社エフレジ	KDDI株式会社
株式会社ペイジェント	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー (旧ベリトランス株式会社)
ビリングシステム株式会社 (トランスファーネット株式会社)	みずほファクター株式会社
三菱UFJニコス株式会社	三菱UFJファクター株式会社

令和 3年 6月 4日現在

○第85条の5等で定める契約締結内容は、以下のページをご参照ください。

(外部ページ)

日本マルチペイメントネットワーク運営機構

https://www.jammo.org/kiyaku_dendaigyosha.html

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku_dendaigyosha.html

以 上